

**厚木市耐震改修促進計画（改定案）に対する
パブリックコメントの実施結果について**

1 意見募集期間

令和8年4月1日（水曜日）から令和8年5月1日（金曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 5人
- (2) 意見の件数 5件
- (3) 案に反映した意見の数 0件

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映した もの
1 計画全体について			
1	賛成です。	建築物の耐震化を進めるため、本計画（案）の取組を着実に進めてまいります。	
2 「第3章 建築物の耐震化の現状と目標」について			
2	<p>概要のみ拝読しましたが、耐震化率の表において、令和7年度までに、93.4%が耐震化されているというデータの高さに驚いています。母数にマンションの住宅が入っているのでしょうか。昔ながらの大きな窓や掃き出し窓がある、耐震修繕していないような家があちらこちらにあります。戸建てのみの耐震化率を示してほしいです。</p> <p>木造戸建て住宅にも診断の義務づけをしてほしいです。なぜならば、素人には自宅の耐震性を測ることができないからです。また高齢者や若者宅では認知が甘いので、一軒一軒に公的に診断する必要があります。そ</p>	<p>耐震化率 93.4%につきましては、マンションを含めた全ての住宅の戸数を分母とし、算出しております。</p> <p>戸建て住宅（構造問わず）のみの耐震化率につきましては、本計画（案）に記載のとおり 86.5%となります。</p> <p>耐震診断の義務付けは、所有者の意向が必要なため困難であり、判断は所有者に委ねております。</p> <p>また、本市では、技術者による耐震診断費を補助する制度を設けており、所有者の負担の軽減に努めております。これまでもホームページや広報あつぎ等で普及活動を行ってまいりましたが、昨年度からは、対象となる住宅の所有者に対し、チラシの郵送を実施する等、普及方法の改</p>	

	<p>の上で、所有者の責任を問うてほしい。</p> <p>要緊急安全確認大規模建築物については、よいと考えます。</p>	<p>善を図りました。今後も引き続き、制度の普及に努めてまいります。</p>	
3 「第4章 建築物の耐震化を促進するための施策」について			
3	<p>第4章「地震時に備えた安全対策」への宅地擁壁対策の追加について</p> <p>計画の安全対策に、宅地の2段擁壁・増積み擁壁への対策を含むことはできるでしょうか。2段擁壁・増積み擁壁がさまざまな場所で見られますが、必ずしも適切に管理されているわけではない場合も多いのが実情だと思います。大きな地震で崩壊すると、その敷地の建物だけでなく、隣接する道路を塞いだり、隣地の歩行者にも被害が及んだりする恐れがあります。緊急輸送道路の沿道対策を重視している本計画の趣旨とも、直接つながる問題だと考えます。</p> <p>以下2点の追加できるでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国交省の「我が家の擁壁チェックシート（案）」などを活用した市民への周知・啓発 ・第4章の安全対策項目に「宅地擁壁の安全確認」をブロック塀対策と並ぶ取組みとして記載 <p>以上、ご検討をよろしく申し上げます。</p>	<p>本計画（案）の基となる「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としているため、特に対象を建築物とし、その耐震化を重点施策として位置づけております。</p> <p>宅地擁壁の被害については、地震に限らず、豪雨による水害や施工の状況によるもの等、様々な要因があることから、本計画に加えることは慎重に検討を重ねる必要があります。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後、計画を見直す際の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、擁壁の耐震対策につきましては、本市でも重要であると認識しているため、本計画（案）の「3推進体制（2）関係部局との連携」に記載しております。</p> <p>また、擁壁チェックシートにつきましては、神奈川県版を市のホームページに掲載し、安全対策に係る普及活動を進めてまいります。</p>	

4 その他		
4	また大きな災害や地震がきたら！神奈川県や市町村はしっかり地震対策の呼びかけやちゃんとした情報を共有できるようにしてほしい！	いただいた御意見の重要性を認識しており、関係部署とも情報を共有し対応に努めてまいります。
5	耐震の有無をリーズナブルな料金で調査する。	本市では、木造住宅耐震改修促進事業において補助制度を設けており、そのうち耐震診断につきましては、対象となる木造住宅に、耐震診断費を上限額9万円として、補助しています。

4 お問合せ先

- (1) 担当課名 建築指導課
- (2) 連絡先 046-225-2434

5 結果公開日

令和8年6月17日 公開